

令和7年7月

各位

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
石川県支部長 馳 部 裕 之

特定自主検査 能力向上教育の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から当支部の業務運営にご理解とご協力を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、建設荷役車両においては、メカトロニクス化、高出力化等構造、性能の高度化が図られており、その技術的進展は著しく、これらの技術の進展に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査員は、従来にもまして検査等に係る高度な知識と技能が必要になってきています。

厚生労働省の行政通達では、特定自主検査の業務に従事する者を対象に、おおむね5年ごとに、機械の自動化、高速化等の構造・機能の変化に対応した検査方法等に関する事項について、企業、安全衛生団体等及び国がそれぞれの立場で相互に連携して教育を推進することとされています。

当支部では、厚生労働省の行政通達（特定自主検査者能力向上教育実施要領）に定める教育カリキュラムに基づき、下記により特定自主検査 能力向上教育を実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。

ご多用中のことと存じますが、該当者の受講につき格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。
敬具

記

- 1 日 時 **令和7年8月20日（水） 午前9時から午後5時半まで**
- 2 場 所 石川県金沢市観音堂町へ1番地
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 石川支部
石川職業能力開発促進センター（通称：ポリテクセンター石川）本館203教室
- 3 対象者 **整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、解体用機械及び不整地運搬車**の特定自主検査員で当該業務に従事して**おおむね5年以上経過した者**（前回受講後おおむね5年以上経過した者を含む。）
- 4 定 員 **20人**（定員になり次第締め切りとさせていただきます。）
- 5 教育内容
 - （1）最近の当該機械に関する知識（最近の当該機械の傾向と特徴） 1時間
 - （2）検査及び検査機器に関する知識（検査方法・検査機器・故障診断等） 5時間
 - （3）当該機械に関する災害事例及び関係法令（災害事例とその防止対策等） 1時間
- 6 受講料
会員：15,290円、一般：17,710円
（この中には、テキスト代のほか消費税10%が含まれています。）

受講申込みを取り消す場合は、すみやかに当支部に申し出て下さい。受講を取り消した場合の受講料の取扱いは、8月8日までは受講料の全額を返金します。8月12日から8月18日までは、テキスト代のみを返金し、8月19日及び8月20日（受講日当日）は、受講料は全額返金いたしません。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために開催が中止となった場合は、この日程にかかわらず全額返金とさせていただきます。

裏面へ続く

7 申し込み方法

- (1) **令和7年7月30日(水)**までに「特定自主検査 能力向上教育受講申込書」及び添付書類である特定自主検査者の資格を証明する修了証等の写しを作成し、当支部に郵送またはFAXしてください。
- (2) 受講申込書等が届きましたら**請求書をお送りいたしますので、令和7年8月6日(水)**までにお振り込みください。
なお、恐れ入りますが、振込手数料は、貴社においてご負担をお願いします。
また、受講料未納の方は受講できません。
※受講申込者が5人に満たない場合は、実施を見送る場合もございます。

8 その他

- (1) 受講票は8月8日頃お届けの予定です。受講票が講習5日前までにお手元に届かない場合は当支部までご連絡ください。
- (2) この教育を受講された方には、教育終了後、修了証が発行されます。
受講者には、修了証受領のための**印鑑(私印)**を持参させていただきますようお願いいたします。
- (3) **経験豊富な講師が、皆様の疑問・質問何でもお答えします！是非この機会にご受講ください！**
- (4) **新型コロナウイルスの感染状況次第では、中止となる可能性があります。**
ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

資格を取って何年ですか？
5年経過したら
『能力向上教育』を受けましょう！



たしかな知識で機械と労働者の安全を確保する！

- ※ 労働安全衛生法第45条にて特定自主検査について定められていますが、特定自主検査の事業内検査者または検査業者検査員の資格を取得し検査業務に従事して、おおむね5年以上経過した者は、能力向上教育を受講し、安全の一層の確保をすることが求められています。
- 関係通達：平 6.9.29 基発第600号、平 5.7.23 基発第480号、平 6.10.5 基発第620号、平 11.9.14 基発第547号、平 13.3.22 基発第165号

厚生労働省や石川労働局の監査では、能力向上教育の受講を重視しています。
石川労働局からも能力向上教育をより積極的に受講してもらえるように周知するよう要請がありました。
この機会に是非受講していただきますようお願い申し上げます。